

第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
 - 一 整備計画の廃止
 - 二 整備計画の期間の変更
 - 三 整備計画の目標の変更
 - 四 整備計画の全体事業費の変更
 - 五 要素事業の新設又は廃止
 - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
 - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第 3 号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 47 条の交付金（同法第 83 条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 7 条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 19 条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第 8 第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項以外のものを同項第 10 号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第 8 第 1 項第 10 号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

第 2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式 4 により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式 5 により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式 6 により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式 7 により作成するものとする。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第 1 項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二 整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第5 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑰に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画等については、本通知中「地方整備局等」とあるのは「地方運輸局等（沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局運輸部、その他の区域にあっては各地方運輸局交通政策部をいう。）」と読み替えるものとする。

第6 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前

に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16607号）

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け国官会第28956号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16029号）

この通知は、令和5年10月1日から施行する。

様式1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

提 出 者
(公印省略)

社会資本総合整備計画について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第1第1項に基づき、別添のとおり社会資本総合整備計画を取りまとめたので提出する。

案件番号： 〇〇〇〇

様式2 (社会資本整備総合交付金：1)

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和〇〇年〇〇月〇〇日

計画の名称	〇〇中心市街地のにぎわいの再生(重点計画)												
計画の期間	平成28年度～平成32年度(5年間)								重点配分対象の該当	〇			
交付対象	〇〇県、〇〇市												
計画の目標	<p>〇〇中心市街地は、近年シャッター通りと揶揄され、小売販売額もここ10年で20%減少しているなど空洞化が顕著である。</p> <p>歴史、文化のある中心市街地を再生することは〇〇市の持続可能な発展からも急務であり、〇年には中心市街地活性化協議会が設立され、行政、地元が一体となった取り組みの熟度も非常に高い。</p> <p>このような中、再開発事業による都市機能の更新や魅力ある都市空間の整備、中心市街地の移動利便性の確保、細街路の解消による安全性の確保、空き店舗等既存ストックを有効に活用した商業機能の強化など、地元まちづくり活動との連携のもと推進し、快適で魅力ある中心市街地の再生を目指す</p>												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	〇〇〇〇	A	〇〇〇	B	0	C	〇〇〇	D	〇〇〇	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	〇	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H28当初)	中間目標値 (H30末)	最終目標値 (H32末)
1	・中心市街地における歩行者通行者数を〇〇人/日(H28)から〇〇人/日(H32)に増加 〇〇通りにおける歩行者数を測定する。	〇〇人/日	〇〇人/日	〇〇人/日
2	・中心市街地の空き店舗数を〇〇件(H28)から〇〇件(H32)に減少 〇〇通りにおける歩行者数を測定する。	〇〇件	〇〇件	〇〇件

備考等	個別施設計画を含む	国土強靱化を含む	定住自立圏を含む	連携中枢都市圏を含む
・(定住自立圏共生ビジョン名)に基づき実施される要素事業：A全て ・(連携中枢都市圏ビジョン名)に基づき実施される要素事業：A4				

様式2 (社会資本整備総合交付金：2)

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況
												H28	H29	H30	H31	H32			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
市街地整備事業	A01-001	市街地	一般	〇〇県	直接	〇〇県	-	-	市街地再開発事業	商業、公益施設、住宅等 ha	〇〇市					〇〇	〇〇	-	
	A01-002	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇再開発組合	-	-	〇〇市街地再開発事業	商業、住宅等 Oha	〇〇市					〇〇	〇〇	-	
	A01-003	市街地	一般	〇〇市	直接	〇〇市	-	-	〇〇暮らし・にぎわい再生事業	空き店舗再生、駐車場等 ha	〇〇市					〇〇	〇〇	-	
	A01-004	都市再生	一般	〇〇市	直接	〇〇市	-	-	〇〇土地区画整理事業	都市再生区画整理 Oha	〇〇市					〇〇	〇〇	-	
	A01-005	都市交通	一般	〇〇市	直接	〇〇市	-	-	〇〇都市交通システム整備事業	軌道、電車線施設、電停等	〇〇市					〇〇		-	
											小計					0			
	都市公園・緑地等事業	A01-006	公園	一般	〇〇市	直接	〇〇市	-	-	〇〇都市公園整備事業	園路、広場、休養所等 Oha	〇〇市					〇〇		策定済

様式 2 (社会資本整備総合交付金 : 3)

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	H32				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
											小計							0		
都市水環境整備事業	A01-007	都市水	一般	〇〇市	直接	〇〇市	終末処理場	新設	〇〇都市水環境整備下水道事業	終末処理場	〇〇市						〇〇			策定済
											小計							0		
											合計							0		

様式2 (社会資本整備総合交付金：4)

C 効果促進事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H28	H29	H30	H31	H32				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
市街地整備事業	C01-001	市街地	一般	〇〇市	間接	NP0〇〇	-	-	まちづくりワークショップ	ワークショップの開催	〇〇市						〇〇			
		地域の意見を反映し、地域と連携した効果的な中心市街地の再生を推進する。																		
	C01-002	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇商店街 組合	-	-	チャレンジショップ支援 事業	チャレンジショップ出店支援	〇〇市						〇〇			
		空き店舗の改修(A01-003)にあわせ、地域のニーズにあった魅力ある商業サービスの展開を図る。																		
	C01-003	市街地	一般	〇〇市	間接	〇〇商店街 組合	-	-	オープンカフェ	〇〇通りにおける社会実験	〇〇市						〇〇			
		公共空間を有効に活用し、周辺商業施設と一体となったにぎわいを創出する。																		
												小計						0		
												合計						0		

様式2 (社会資本整備総合交付金：5)

D 社会資本整備円滑化地駅整備事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H28	H29	H30	H31	H32			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
円滑化地籍整備事業	D01-001	地籍整備	一般	〇〇県	間接	〇〇市	-	-	〇〇市 社会資本整備円滑化地籍整備事業	面積 〇〇Km2	〇〇市						〇〇		
〇〇事業(AO-〇〇)に先行して、土地境界等を明確にすることにより、事業の円滑な実施を図る。																			
											小計						0		
											合計						0		

様式2 (社会資本整備総合交付金：6)

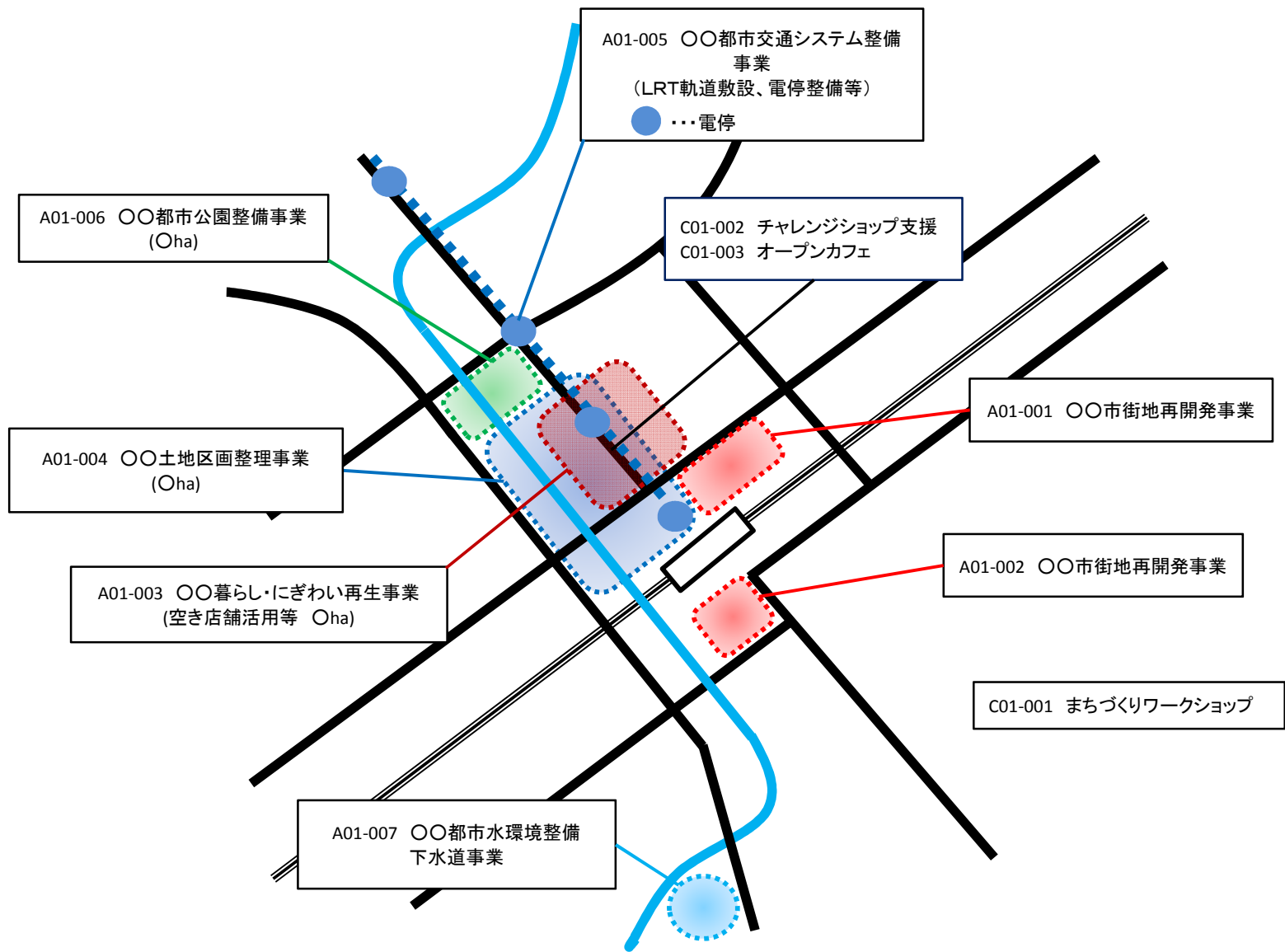
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32
配分額 (a)	300	300			
計画別流用増 減額 (b)	100	175			
交付額 (c=a+b)	200	125			
前年度からの繰越額 (d)	50	85			
支払済額 (e)	150	100			
翌年度繰越額 (f)	85	100			
うち未契約繰越額 (g)	5	20			
不用額 (h = c+d-e-f)	15	10			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))	8.0	14.3			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由	-	用地買収の交渉において発生した相続問題により、用地取得が遅延したため			

(参考様式) 参考図面 (社会資本整備総合交付金 記載例)

計画の名称	〇〇中心市街地のにぎわいの再生		交付対象	〇〇県、〇〇市
計画の期間	平成26年度 ~ 平成30年度 (5年間)			



様式2 (防災・安全交付金：1)

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和〇〇年〇〇月〇〇日

計画の名称	〇〇県沿岸地域における総合的地震・津波対策の推進(防災・安全)(重点計画)												
計画の期間	平成28年度～平成32年度(5年間)								重点配分対象の該当	〇			
交付対象	〇〇県、〇〇市、〇〇町												
計画の目標	南海トラフ巨大地震などの大災害に備え、特に津波の被害が懸念される〇〇県沿岸地域において、住民の津波避難に資する社会資本の老朽化対策や事前防災・減災対策等を一般的、総合的に実施し、安全安心な地域づくりを実現する。												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	〇〇〇	A	〇〇〇	B	0	C	〇〇〇	D	〇〇〇	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	〇	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H27当初)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H31末)
1	津波・洪水等による浸水被害を軽減させる。 津波・洪水等による浸水被害の軽減面積	〇〇ha	〇〇ha	〇〇ha
2	防災機能強化の推進及び住民の防災意識向上を図り、安全に避難できる人口を増加させる。 非難が可能となる施設の人口	〇〇〇〇人	〇〇〇〇〇人	〇〇〇〇〇人

備考等	個別施設計画を含む	国土強靱化を含む	定住自立圏を含む	連携中枢都市圏を含む
・(国土強靱化地域計画名)に基づき実施される要素事業：A02-001～A02-006全て【防災・安全交付金の整備計画にのみ記載】 ・(定住自立圏共生ビジョン名)に基づき実施される要素事業：A02-009 ・(連携中枢都市圏ビジョン名)に基づき実施される要素事業：A02-009				

案件番号： 〇〇〇〇

様式 2 (防災・安全交付金：2)

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
河川事業	A02-001	河川	一般	〇〇県	直接	〇〇県	堤機能	-	〇〇圏域総合流域防災事業	築堤、護岸、掘削、橋梁、情報基盤	〇〇市						〇〇	〇〇	-
	A02-002	河川	一般	〇〇県	直接	〇〇県	地震高潮	-	地震・高潮対策河川事業(〇〇川)	堤防耐震化、水門耐震化	〇〇町						〇〇	〇〇	策定済
											小計						0		
海岸事業	A02-003	海岸	内地	〇〇県	直接	〇〇県	高潮	水国	〇〇港海岸高潮対策事業	胸壁L=80m、護岸L=100m、防波堤(補強)2基	〇〇町						〇〇	〇〇	-
	A02-004	海岸	内地	〇〇県	直接	〇〇県	老朽化	水国	〇〇港海岸堤防等老朽化対策緊急事業	堤防等嵩上L=140m	〇〇市						〇〇		策定済
											小計						0		
急傾斜地崩壊対策事業	A02-005	急傾斜	一般	〇〇県	直接	〇〇県	-	-	〇〇急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工等	〇〇市						〇〇	〇〇	-

案件番号：〇〇〇〇

様式 2 (防災・安全交付金 : 3)

A 基幹事業																					
基幹事業(大)	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												H27	H28	H29	H30	H31					
		一体的に実施することにより期待される効果																			
		備考																			
急傾斜地崩壊対策事業	A02-006	急傾斜	一般	〇〇県	直接	〇〇県	-	-	〇〇急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工等	〇〇町						〇〇	〇〇	-		
												小計						0			
道路事業	A02-007	道路	一般	〇〇県	直接	〇〇県	国道	修繕	(国)国道〇〇号	トシ補修 2箇所	〇〇市						〇〇	〇〇	策定済		
												小計						0			
道路事業	A02-008	道路	一般	〇〇県	直接	〇〇県	都道府 県道	修繕	(県)県道〇〇号	橋梁補修 3橋	〇〇市						〇〇	〇〇	策定中		
道路事業	A02-009	道路	一般	〇〇県	直接	〇〇市	市町村 道	修繕	(市)市道〇〇線	法面補修 1箇所	〇〇市						〇〇		策定済		
												小計						0			
港湾事業	A02-010	港湾	内地	〇〇県	直接	〇〇県	拠点	建設	津波避難施設の整備	避難施設 1基	〇〇港・〇〇地区						〇〇	〇〇	-		

案件番号 : 〇〇〇〇

様式 2 (防災・安全交付金：4)

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H27	H28	H29	H30	H31				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
港湾事業	A02-011	港湾	内地	〇〇県	直接	〇〇県	拠点	改良	岸壁の改良	岸壁改良	〇〇港・〇〇地区						〇〇	〇〇	策定済	
												小計						0		
市街地整備事業	A02-012	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇町	-	-	都市防災総合推進事業(〇〇町全域)	防災広場、避難所整備	〇〇町						〇〇	〇〇	-	
												小計						0		
	A02-013	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇市	-	-	都市防災総合推進事業(〇〇市全域)	防災広場、津波避難タワー、防災倉庫、避難所整備	〇〇市						〇〇	〇〇	-	
												小計						0		
											合計							0		

様式 2 (防災・安全交付金：5)

C 効果促進事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	
												H27	H28	H29	H30	H31				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
港湾事業	C02-001	港湾	一般	〇〇県	直接	〇〇県	拠点	建設	防災訓練実施	総合的な防災訓練	〇〇市						〇〇			
		港湾事業(津波避難施設の整備)と併せて総合的な防災訓練を実施し、大規模地震等の災害に強い地域の形成を図る。																		
	C02-002	港湾	一般	〇〇県	直接	〇〇県	避難訓練		浸水関連標識	避難路・啓発看板設置	〇〇市						〇〇			
		岸壁の改良(A02-011)と併せて、避難路の周知等の表示をすることにより、災害時における住民の適切な対応を促す等、住民の危機管理意識の向上を図る。																		
											小計						0			
市街地整備事業	C02-003	都市防災	一般	〇〇市	直接	〇〇市			備蓄資機材整備、各種計画の作成・見直し	津波防災まちづくり計画BCP・初動マニュアル作成、備蓄資機材整備等	〇〇市						〇〇			
		基幹事業(A02-013)の施設整備と一体的に実施することにより、市全体の地域防災力向上を図る																		
	C02-004	都市防災	一般	〇〇町	直接	〇〇町			避難場所看板、避難路照明設備	避難場所看板、避難路照明設備設置	〇〇町						〇〇			
		基幹事業(A02-012)の施設整備と一体的に実施することにより、町全体の地域防災力向上を図る																		
											小計						0			
											合計						0			

案件番号：〇〇〇〇

様式2 (防災・安全交付金：6)

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
円滑化地籍整備事業	D02-001	地籍整備	一般	〇〇県	間接	〇〇市			〇〇市 社会資本整備円滑化地籍整備事業	面積 〇〇Km2	〇〇市					〇〇			
〇〇事業(AO-〇〇)に先行して、土地境界等を明確にすることにより、事業の円滑な実施を図る。																			
											小計					0			
											合計					0			

案件番号：〇〇〇〇

様式2 (防災・安全交付金：7)

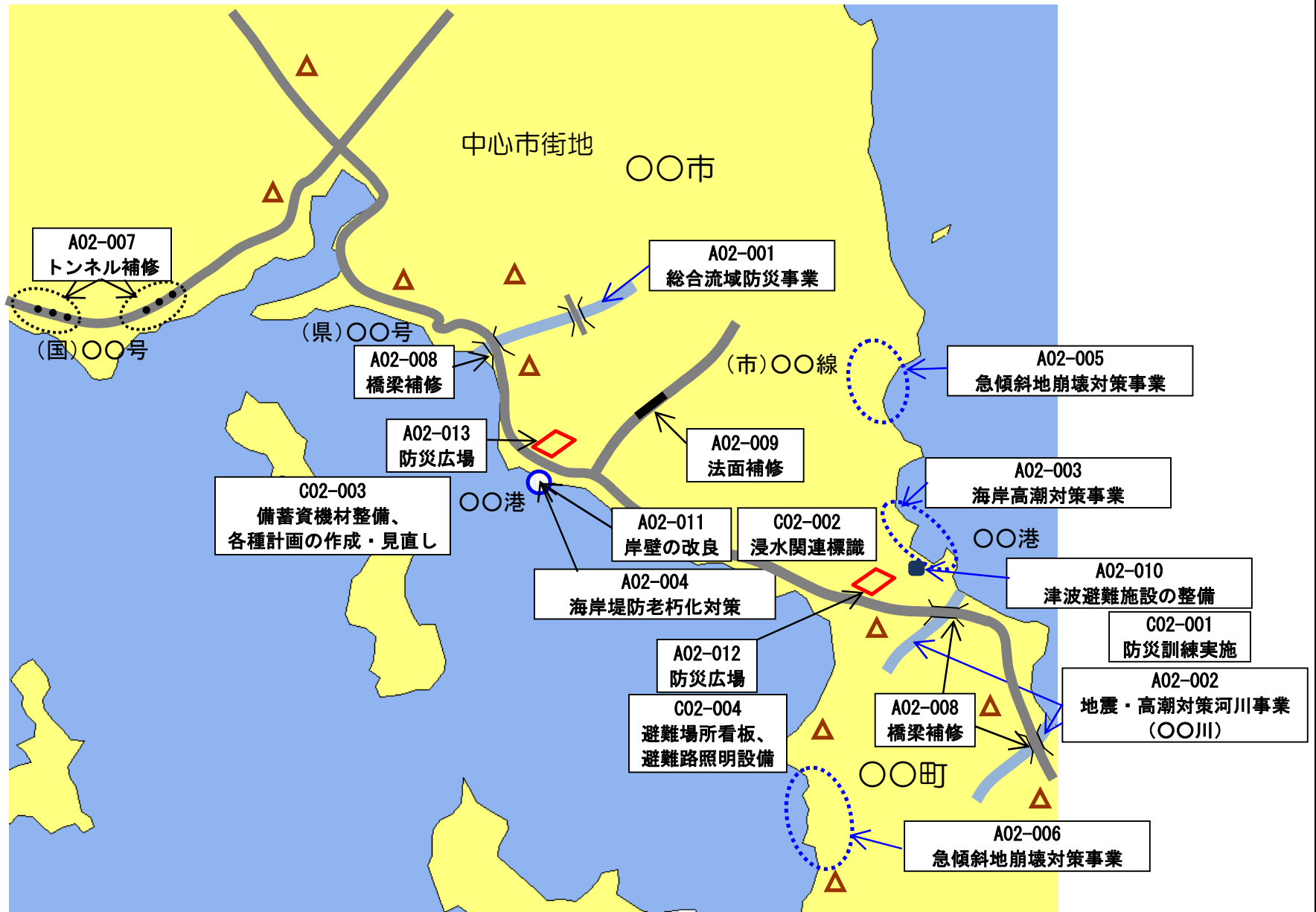
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	300	300	200		
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	300	300	200		
前年度からの繰越額 (d)	0	85	40		
支払済額 (e)	200	330	200		
翌年度繰越額 (f)	85	40	30		
うち未契約繰越額(g)	5	10	10		
不用額 (h = c+d-e-f)	15	15	10		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) (%)	6.7	6.5	8.3		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式) 参考図面 (防災・安全交付金 記載例)

計画の名称	〇〇県沿岸地域における総合的地震・津波対策の推進 (防災・安全) (重点計画)		
計画の期間	平成28年度 ~ 平成32年度 (5年間)	交付対象	〇〇県、〇〇市、〇〇町



※ ▲ は避難所の整備(A02-012、A02-013)

様式 3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

提 出 者
(公印省略)

社会資本総合整備計画の変更について

令和〇〇年〇月〇日付け 〇〇号 で提出した、社会資本総合
整備計画について、別添のとおり変更するので提出する。

様式4

番
年
月
号
日

国土交通大臣 殿

提出者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金
交付対象事業の実施に関する計画の提出について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第2第1項に基づき、下記の社会資本総合整備計画について、令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に関する計画を別添のとおり提出する。

記

- 関係する社会資本総合整備計画
- ・ 社会資本総合整備計画名

案件番号： ○〇〇〇

様式5 (当初: 1)

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 0

A 基幹事業												(単位: 千円)		
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)			
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)	
備考														
〇〇〇〇〇	1	住宅	一般	-	-	地域住宅計画に基づく事業	-	420,000	0.45	189,000	400,000			
〇〇〇〇〇	2	住宅	一般	-	-	〇〇地区市街地再開発事業	-	182,000	1/2	91,000				
〇〇〇〇〇	3	住宅	一般	-	-	〇〇地区住宅市街地総合整備事業	-	66,000	1/2	33,000				
						小計		(0) 668,000		(0) 313,000	400,000			

様式5 (当初: 2)

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 0

B 関連社会資本整備 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
	備考												
〇〇〇〇〇	4	公園	一般	-	-	〇〇防災公園設備事業	-	20,000	1/2	10,000			
						小計		(0) 20,000		(0) 10,000		0	

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 0

C 効果促進事業 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
備考													
〇〇〇〇〇	5	住宅	一般	-	-	防犯灯整備事業	-	5,000	1/2	2,500			
〇〇〇〇〇	6	住宅	一般	-	-	ブロック塀除去・生け垣整備	-	1,280	1/2	640			
						小計		(0) 6,280		(0) 3,140		0	

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 0

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
備考													
〇〇〇〇〇	7	地籍整備	一般	-	-	地籍調査(〇〇地区)	-	1,000	1/2	500			
						小計		(0) 1,000		(0) 500		0	

A+B+C+D 合計	当該年度の事業費 (0) 695,280	基礎額(国費) (0) E. 326,640	F. 400,000	G. 420,000	H = G - F H. 20,000
調整後の基礎額(国費)合計	I = E - H	(0) 306,640			

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 1

A 基幹事業											(単位: 千円)		
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
備考													
〇〇〇〇〇	1	住宅	一般	-	-	地域住宅計画に基づく事業	-	(420,000) 450,000	0.45	(189,000) 202,500	400,000		
〇〇〇〇〇	2	住宅	一般	-	-	〇〇地区市街地再開発事業	-	(182,000) 182,000	1/2	(91,000) 91,000			
〇〇〇〇〇	3	住宅	一般	-	-	〇〇地区住宅市街地総合整備事業	-	(66,000) 80,000	1/2	(33,000) 40,000			
						小計		(668,000) 712,000		(313,000) 333,500	400,000		

様式5 (変更: 2)

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 1

B 関連社会資本整備 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
	備考												
〇〇〇〇〇	4	公園	一般	-	-	〇〇防災公園設備事業	-	(20,000) 20,000	1/2	(10,000) 10,000			
						小計		(20,000) 20,000		(10,000) 10,000	0		

様式5 (変更: 3)

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 1

C 効果促進事業 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
備考													
〇〇〇〇〇	5	住宅	一般	-	-	防犯灯整備事業	-	(5,000) 4,500	1/2	(2,500) 2,250			
〇〇〇〇〇	6	住宅	一般	-	-	ブロック塀除去・生け垣整備	-	(1,280) 1,500	1/2	(640) 750			
						小計		(6,280) 6,000		(3,140) 3,000	0		

様式5 (変更: 4)

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金 交付対象事業の実施に関する計画

実施計画の作成者 〇〇市 社会資本総合整備計画の名称 〇〇県安全で安心できるすまいづくり・まちづくり 変更回数 1

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業 (単位: 千円)

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	種別1	種別2	事業名	細項目	当該年度の事業費	交付率	基礎額(国費)	年度間調整額(該当する場合のみ記載)		
											計画期間内における前年度までに実施した事業に係る基礎額の合計	前年度までに交付された国費総額	年度間調整額(国費)
備考													
〇〇〇〇〇	7	地籍整備	一般	-	-	地籍調査(〇〇地区)	-	(1,000) 1,000	1/2	(500) 500			
						小計		(1,000) 1,000		(500) 500	0		
A+B+C+D 合計								(695,280) 739,000		基礎額(国費)		H = G - F	
										(326,640)	F. 400,000	G. 420,000	H. 20,000
調整後の基礎額(国費)合計								I = E - H		(306,640)			

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の
実施に係る地方公共団体等別の内訳表の提出について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第2第3項に基づき、下記の
社会資本総合整備計画について、令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象
事業の実施に係る地方公共団体等別の内訳表を別添のとおり提出する。

記

- 関係する社会資本総合整備計画
- ・ 社会資本総合整備計画名

様式 8

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

提 出 者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金
交付対象事業の実施に関する計画の変更について

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で提出した、下記の社会資本
総合整備計画に係る令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に関する
計画について別添のとおり変更する。

記

- 関係する社会資本総合整備計画
- ・ 社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇〇〇〇

様式9

番
年
月
号
日

国土交通大臣 殿

提出者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金交付対象事業の
実施に係る地方公共団体等別の内訳表の変更について

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で提出した、下記の社会資本整備総合交付金交付対象事業の実施に係る地方公共団体等別の内訳表について、別添のとおり変更するので提出する。

記

- 関係する社会資本総合整備計画
- ・ 社会資本総合整備計画名

案件番号： 〇〇〇〇